



⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 別	21 年度	22 年度	増 減
農 業	7,237 (10.97)	7,492 ( 11.0)	255
林 業	0 ( -)	0 ( -)	0
水 産 業	0 ( -)	0 ( -)	0
製 造 業	101 ( 0.15)	105 ( 0.15)	4
鉱 業	0 ( -)	0 ( -)	0
建 設 業	702 ( 1.06)	729 ( 1.07)	27
電気・ガス・熱供給・水道業	0 ( -)	0 ( -)	0
運輸・通信業	347 ( 0.53)	361 ( 0.53)	14
卸売・小売業・飲食店	215 ( 0.33)	223 ( 0.33)	8
金融・保険業	0 ( 0)	0 ( 0)	0
不 動 産 業	1,075 ( 1.63)	1,117 ( 1.64)	42
サービス業	0 ( 0)	0 ( 0)	0
地方公共団体	2,725 ( 4.13)	2,413 ( 3.54)	△ 312
そ の 他	53,589 (81.20)	55,696 (81.74)	2,107
合 計	65,991 ( 100)	68,136 ( 100)	2,145

- (注) 1. ( ) 内は構成比です。  
2. 貸出金には購買貸越を含んでおりません。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 別	21 年度	22 年度	増 減
農 業	2,561	2,319	△ 242
穀 作	181	143	△ 38
野 菜 ・ 園 芸	190	167	△ 23
果 樹 ・ 樹 園 農 業	789	697	△ 92
工 芸 作 物	4	4	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	16	16	0
養 鶏 ・ 養 卵	35	27	△ 8
養 蚕	0	0	0
そ の 他 農 業	1,346	1,265	△ 81
農 業 関 連 団 体 等	0	0	0
合 計	2,561	2,319	△ 242

(注)

1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。
4. 平成21年度末残高より開示しております。

## 2) 資金種別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

科 目	21 年 度	22 年 度	増 減
プロパー資金	2,038	1,869	△ 169
農業制度資金	523	450	△ 73
農業近代化資金	298	241	△ 57
その他制度資金	225	209	△ 16
合 計	2,561	2,319	△ 242

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているものうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは、①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。  
 4. 平成21年度末残高より開示しております。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	21 年 度	22 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

- (注) 1. 平成21年度末残高より開示しております。

## ⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

科 目	21 年 度	22 年 度	増 減
破綻先債権額	212	133	△ 79
延滞債権額	2,162	1,953	△ 209
3ヶ月以上延滞債権額	13	0	△ 13
貸出条件緩和債権額	189	226	37
合 計	2,576	2,312	△ 264

- (注) 1. 破綻先債権  
 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることやその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸出金」。）のうち、法人税法施行令第96条1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。  
 2. 延滞債権  
 未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債権者の経営再建又は支援をはかることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。  
 3. 3ヶ月以上延滞債権  
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除きます。）をいいます。  
 4. 貸出条件緩和債権  
 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2、及び注3に掲げるものを除きます。）をいいます。